

熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナー登録要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県博物館ネットワークセンター（以下「ネットワークセンター」と言う）を中核施設とする県民参加の博物館活動に主体的に携わる者をネットワークセンターミュージアムパートナー（以下「ミュージアムパートナー」という）として登録し、ネットワークセンターフィールドミュージアム事業を県内各地で展開するため、その登録に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録要件)

第2条 ミュージアムパートナーとして登録できる者は、次に定める要件をすべて満たす者とする。ただし、高校生又は18歳以下の登録は、保護者の同意を必要とする。

- (1) 熊本県内の自然や文化に興味・関心を持ち、調査研究及び学習支援、情報発信等の博物館活動に主体的に携わる意志がある者
- (2) 全国社会福祉協議会ボランティア活動保険に加入している者
- (3) ミュージアムパートナー登録説明会に参加した者

(活動内容)

第3条 ミュージアムパートナーは、ネットワークセンターミュージアムパートナーズクラブに所属し、各活動クラブを単位として活動する。

(登録方法)

第4条 ミュージアムパートナーに登録を希望する者は、ネットワークセンター所長に登録申込書（別紙様式）を提出するものとする。

- 2 登録申込書には、全国社会福祉協議会ボランティア活動保険の保険加入証の写し又は加入事項を確認できる書類を添付するものとする。
- 3 登録者にはネットワークセンターミュージアムパートナー登録証を発行する。

(登録期間)

第5条 登録の有効期間は、登録した当該年度内とする。

(登録の取り消し)

第6条 ネットワークセンター所長は、次に該当するときは登録期間中であっても登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者本人から登録の取り消しの申し出があったとき
 - (2) ミュージアムパートナーの目的外の場として党センターを利用したとき
 - (3) その他ネットワークセンター所長が取り消す必要があると判断したとき
- 2 前項により登録を取り消された者は、速やかに登録証を返納するものとする。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、ネットワークセンター所長が定めるものとする。

付 則

この要項は、平成24年5月11日から施行する。

付 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。